

検証・評価・企画委員会（産業財産権分野会合）第3回における主な論点

1. 知財教育・知財人材育成の推進

（1）知財計画 2017 に掲載の主要項目及び主な関連施策

- ・ 小・中学校学習指導要領については、中央教育審議会の答申（平成 28 年 12 月）を踏まえ、創造性の涵養及び知的財産の意義の理解等に向けて、知的財産に関する教育の改善・充実を図り、平成 29 年 3 月に改訂。高等学校学習指導要領についても、同答申を踏まえ、平成 29 年度中の改訂を予定。（文部科学省）
- ・ 地域・社会との協働のための学習支援体制の構築を支援するための「知財創造教育推進コンソーシアム」において、小中学校における発達の段階に応じた「知財創造教育」の体系化を実施。（内閣府）
- ・ 地域社会と一体となった知財教育を展開するための「地域コンソーシアム」の構築を促進するため、全国 4 地区において実証調査を実施中。（内閣府）
- ・ 独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）が開発したグローバルな知財人材育成のためのケース教材を活用し、中小企業の経営陣、中小企業支援機関の支援人材等の人材育成を推進。（経済産業省）

（2）第1回委員会、有識者ヒアリングにおける主な意見及び本会合での論点

《第1回委員会、有識者ヒアリングでの主な意見》

- ・ 知財創造教育をできる人材や予算の不足が深刻。
- ・ 企業の従業員、OB等の外部人材を教育現場で活用していくことが必要。
- ・ 知財創造教育をできる教員を増やすためには、教員免許更新研修や教員養成系大学生への講義のさらなる充実を図るべき。
- ・ これをやってはいけないというNG教育だけでなく、ここまではできるというOK教育もバランスよく行うべき。
- ・ 地域コンソーシアム間の横の連携も進めていくべき。

《本会合での主な論点》

- ・ 今後、知財創造教育を全国的に普及させ、全国各地の教育機関で知財創造教育が行われるようにするために、「知財創造教育推進コンソーシアム」に期待することは何か。
- ・ 「知財創造教育推進コンソーシアム」の射程の外にある、大学教育、大学院教育等の高等教育について、我が国としてさらに取り組むべきことは何か。
- ・ 社会人への教育という観点から、さらに取り組むべきことは何か。

2. 産学・産産連携の推進、ベンチャー支援

(1) 知財計画 2017 に掲載の主要項目及び主な関連施策

- ・ 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（OPERA）により、大学における知的財産マネジメント強化等を推進。（文部科学省）
- ・ 大学に事業プロデュースチームを創設し、地域の競争力の源泉を核に、地域内外の人材や技術を取り込み、地域の成長に資するプロジェクトを推進。（文部科学省）
- ・ 事業プロデューサーを各地域に派遣し、地域のネットワークを構築・活用しながら、事業プロデュース活動を実施。（経済産業省）
- ・ 大学発新産業創出プログラム（START）により、成長性のある大学発ベンチャーを創出すべく、研究開発と事業育成を一体的に推進。（文部科学省）
- ・ 事業化を視野に入れる研究開発事業について、特許出願費用の一部直接経費計上を含めた知財予算の確保策を検討。（文部科学省）
- ・ 研究開発段階から事業化段階までを一気通貫で行う技術移転人材の育成を目指し、OJT 形式で技術移転人材を育成する仕組みを構築。（文部科学省）
- ・ 大学が適切な戦略を策定して実行するために、産学連携活動に係るパフォーマンスの見える化の在り方や、適切な管理指標の設定方法等を検討。（経済産業省）
- ・ 新たな研究アイデアの実現可能性を検証する概念実証（POC: Proof of Concept）の実施を促す支援を実施。（文部科学省）

(2) 第 1 回委員会、有識者ヒアリングにおける主な意見及び本会合での論点

《第 1 回委員会、有識者ヒアリングでの主な意見》

- ・ 産学連携を加速化していくためには、大学が、実際の売り上げにつなげるためのマーケティングの視点を持つことが必要。
- ・ TLO を有しない大学が、知財に関する契約や営業を企業と行うのは難しい。契約や営業を支援する地域横断的な組織があってもよいのではないか。
- ・ 大学内の知財人材が任期付きであり、ノウハウが蓄積されにくく、産学連携ができる中核人材がなかなか育たない。キャリアパスも考えていくべき。
- ・ ベンチャーの起業支援という観点でもギャップファンドは非常に有益。
- ・ ベンチャー企業の育成だけでなく、ベンチャー企業の創出のための取組が必要。
- ・ 大学がいかにして知財経費を確保するかは大きな問題。

《本会合での主な論点》

- ・ 産学・産産連携を進めていく上で、例えば、大学がマーケティングの視点を持つための支援の観点や人材育成の観点から、さらに取り組むべきことは何か。
- ・ ベンチャーが多く生まれ、育っていく環境を作るために取り組むべきことは何か。特に、大企業の経営資源の一部を切り出して事業開発・起業を行う、いわゆる「カーブアウトベンチャー」の創出を促進するために必要な取組は何か。
- ・ オープンイノベーションを進めていく上で、外部から選ばれる大学となるためには、どうすればよいか。

3. 知財を巡る国際情勢

(1) 知財計画 2017 に掲載の主要項目及び主な関連施策

知財計画 2017 には「知財を巡る国際情勢」に直接的に関連するパートはないが、知財計画 2017 の各パートにおいて、関連する国際的な施策について盛り込まれている。

以下に、主なものとして、産業財産権に関連する項目を列挙する。

- ・ 第4次産業革命に対応した知財システムの我が国における検討状況や整備状況について諸外国にも発信しつつ、国際的な協調や調和を促す。(経済産業省)
- ・ 我が国の審査官を始めとする知財人材の新興国等への派遣、新興国等からの知財人材の受入れ、他国への審査協力等を通じて、審査基準・審査実務・知財人材育成方法などの我が国の知財システムの普及と浸透を図る。(経済産業省)
- ・ 引き続き、特許審査ハイウェイの実効性の向上に向けた取組を進めるとともに、特許審査ハイウェイの拡大を図る。(経済産業省)
- ・ ACTA (偽造品の取引の防止に関する協定) や TPP 協定などの高いレベルの国際協定の規定を規律強化の基礎として有効に活用しつつ、国際的に調和した知財制度の整備と実効的な法執行の確保に努める。(外務省、財務省、経済産業省、文部科学省、農林水産省、総務省、法務省)

(2) 第1回委員会、有識者ヒアリングにおける主な意見及び本会合での論点

《第1回委員会、有識者ヒアリングでの主な意見》

- ・ 世界を見回してみると、米国を中心としたプラットフォームの動きや中国の追い上げが見受けられる。このような国際情勢を踏まえ、従来の日本の知財制度にこだわらない、今後の知財制度の在り方について検討すべき。
- ・ 世界各国の出願件数を見てみると、今後、知財の世界は中国あるいは米国が中心となるのではないか。
- ・ 米国では、日本に比べて知的財産の取引が頻繁に行われている。
- ・ 第4次産業革命時代においては、インターネットの世界はボーダレスであることを前提として、この中でどのように知財を把握し、保護していくべきかを検討すべき。

《本会合での主な論点》

- ・ 昨今のプラットフォームの動き等を踏まえ、我が国が国際競争力を維持していくためには、今後、知財をどのように活用していくべきか。また、知財を活用しやすくするために、知財制度の面から検討すべきことはあるか。
- ・ 諸外国の知財を巡る状況を踏まえ、国際的に連携して取り組むべきことは何か。その中で我が国として行うべきことは何か。

以上